

第 131 回 入札監理小委員会
議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 131 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 7 月 16 日（金）18:50～19:20

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

1. 実施要項（案）の審議

○登記簿等の公開に関する事務（法務省）

2. その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（法務省）

民事局総務課 小川課長、内野局付、多田民事監査官、上村補佐官、三井係長

（事務局）

佐久間事務局長、山西参事官、山谷企画官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第131回入札監理小委員会を開催します。

本日は、法務省の「登記簿等の公開に関する事務」の実施要項（案）についての審議を行います。

本日は、法務省民事局小川総務課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえ、実施要項（案）の修正点等につきまして、15分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○小川課長 民事局総務課長の小川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまお話がございました「登記簿等の公開に関する事務」の実施要項（案）につきまして、前回の審議後、6月25日から7月9日までの2週間ということで意見募集を実施いたしましたので、本日は意見募集の結果を踏まえた、実施要項（案）の修正点等について御説明していきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、担当の方から説明するようにいたします。

○多田民事監査官 民事監査官の多田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）民間競争入札実施要項（案）」に係るパブリックコメントの結果及びそれらを踏まえた実施要項（案）の修正点について御説明させていただきます。

パブリックコメントは、6月25日から7月9日までの間、実施いたしました。これに対して44通の意見が寄せられましたので、寄せられた意見の内容と、それに対する当方の考え方について御説明いたします。

なお、お手元には、参考として、意見募集結果（案）を用意させていただきましたので、資料A-3をごらんください。

まず、実施要項（案）の1「趣旨」に関する御意見です。

1点目は「登記簿等の公開に関する事務を市場化テストの対象から外すべきである」との御意見です。

これにつきましては、登記簿等の公開に関する事務につきましては、公共サービス改革法及び公共サービス改革基本方針に従って市場化テストを実施するものでありますので、採用いたしかねます。

2点目は、「趣旨」の中に民間事業者の創意工夫とあるが、登記簿等の公開に関する事務については、法令等を遵守しなければならないことと矛盾しないか」との御意見です。

これにつきましては、本委託業務については、法令等に反しない限りにおいて、その創意工夫を発揮するために、マニュアルと異なる取扱いをすることができるとしているものであり、矛盾するものではないと考えます。

次に、実施要項（案）の2「委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき公共サービスの質」に関する御意見です。

まず、(2)の「窓口取扱時間等」についてです。

「実施要項中2(1)委託対象登記所の箇所、市役所等に設置されている端末装置による登記事項証明書等の発行業務についても委託業務とするとされているが、この登記所外発行請求機設置場所

における窓口取扱時間は、実施要項中 2(2)アで定める窓口取扱時間と同一であるのか」との御意見です。

これにつきましては、時間を短縮して取扱いを行っている各設置場所ごとの現状の取扱時間に合わせることでありますので、御指摘を受けて、別紙 1-2 の「登記所外証明書発行請求機設置場所一覧」に追記することとしたいと考えております。

次に(3)の「業務内容」についてです。

「受託事業者は、法令等に反しない限りにおいて、その創意工夫を発揮するために手引きと異なる取扱いをすることができ、その場合は、あらかじめ国にその旨を「連絡する」とされているところ、全国統一的な取扱いを確保するために、「連絡する」とあるのを「承認を得なければならない」等に修正すべきである」との御意見をいただきました。

これにつきましては、御指摘のとおり修正することとしたいと考えております。

次に(4)の「確保されるべき公共サービスの質」についてです。

アンケート調査に関して御意見をいただきました。「アンケートは、四半期に1回実施すると定められているが、1回が3日間の実施であることからすると延べ日数は12日間に及び、お客様から「アンケート調査の実施回数が多い」との意見が寄せられていることから日数を減らすべきである。また、同調査の実施方法について、アンケート用紙の配布を国が直接行うべきである」との御意見です。

これにつきましては、まず、受託事業者が年間を通じて実施要項で定める要求水準を達成しているかどうかを判断するためには、原案で示した回数は最低限必要であり、これらを減らすことは適当でないと考えます。また、アンケート用紙の配布方法については、具体的には、登記事項証明書等の請求書の受付を行う際に、受託事業者による用紙の配布を行っていただき、利用者自ら回収箱に投函していただいたものを国において集計することとされていますが、この方法が最も効率的であり、また、集計を国が行うこととされていますので、公正性も確保できるものと考えます。

次に(6)の「委託費の減額措置」についてです。

1点目は「公共サービスの質を確保する観点から、「提案書に記載された配置人数を配置できないとき(業務管理者、実務経験者、窓口責任者、業務従事者)」は、配置できない期間に応じて人件費相当額を減額するべきである」との御意見です。

これにつきましては、提案書に記載されている人員が不足している場合には、受託事業者は早期に当該状況を是正する措置を講じる必要があるところ、このような場合には、まずは実施要項に基づく改善指示の発出により、早期の是正を指示することが適当であり、直ちに人件費相当額を減額することは適当でないと考えます。なお、今回の実施要項の見直しにおいて、改善指示に係る措置が講じられないときは、委託費を減額するとしていますが、それでも当該措置が講じられないようであれば、契約の解除や業務の一時停止等の対応を検討することになります。

2点目は、「10(1)イの指示を受けた受託事業者については、当該期限とされた日の属する月分の委託費から一定率を乗じた金額を減額するべき」との御意見です。

これにつきましては、指示を受けたことのみをもって、直ちに減額することは適当ではないと考

えます。また、実施要項に基づく改善指示は、契約の解除や業務の一時停止とするまでの重大な違反とはいえないものの、それを放置することが適正な業務の遂行を確保する上で、容認できないようなものにつきましても発出することとしています。今回の実施要項の見直しにおいて、実施要項に基づく改善指示の実効性を担保することを目的として新設したものであり、定額による減額が適当であると考えます。

次に、実施要項（案）の3「実施期間」に関する御意見です。

「本年度入札における実施期間を2年間とし、平成24年度において各法務局単位で一括入札することに賛成である。なお、今後における実施期間はなるべく長期間とするべきである」との御意見です。

これにつきましては、次々回の平成24年度入札の参考にしたいと考えます。

次に、実施要項（案）の4「入札参加資格」に関する御意見です。

「なお書き」の規定について、平成21年度の入札手続において、低入札価格調査に協力しない事実があった事業者を容認放置し、平成22年度入札を認めることになる。看過できない事案であったからこそ、今回新たに加えたのであるから、猶予はせず、平成22年度入札には参加資格を与えない厳しい姿勢で臨むべきである」との御意見です。

これにつきましては、入札参加資格を付与しないというのは、入札手続において、最も重大な不利益取扱であると考えるところ、当該取扱を実施する場合には、あらかじめ、入札参加事業者に当該取扱を周知していることが適当であると考えます。そのため、今年度入札において、この規定を追加することにより、今後2年間の入札参加資格を付与しない取扱いとしたところであり、原案のとおりとしたいと考えます。

次に、実施要項（案）の6「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準」に関する御意見です。

1点目は「実務経験者の配置について、行政サービスの質の維持及び登記制度の信用・信頼の観点から、実務経験者の配置人数を増やすべき、またはすべての登記所に実務経験者を配置すべきである」との御意見です。

これにつきましては、これまでの実施状況等を踏まえ、委託実施庁において、特に大きな混乱は生じておらず、多様な民間事業者の参入を実現する観点からも、適当ではないと考えます。

2点目は「実務経験者と同等の知識及び能力を有すると認められる者に関し、本委託業務または類似業務の経験をも勘案するとあるが、類似業務とは何を指すのか」という御意見です。

これにつきましては、ここでいう「類似業務」とは、国が実施していた法務局における登記簿等の公開に関する事務を念頭に置いており、実務経験者と同等の知識及び能力を有する者の認定に当たっては、当該事務に従事していた経験のある者について、当該経験も考慮に入れるとしています。

3点目は「事件数が100万件を超える登記所については、実務経験者等または窓口責任者は業務管理者を兼ねることができない」としているが、これに加えて、「ただし、複数人の実務経験者等を置いた場合には、そのうちの1人は業務管理者を兼ねることができる」旨を明示すべきである」

との御意見です。

これにつきましては、事件数が100万件を超える登記所は特に大規模な登記所であり、当該登記所については、とりわけ、委託業務の全体の状況を常時把握し、円滑に事務を遂行する差配能力をもった業務管理者の存在が必要不可欠であると考えています。そのため、当該登記所については、実務経験者または窓口責任者とは別に必ず業務管理者を配置するよう見直しを行おうとするものであるところ、その趣旨にかんがみ、仮に、複数の実務経験者等が配置されている登記所であっても、当該実務経験者等とは別の業務管理者を配置することが必要であり、原案が妥当であると考えます。

4点目は「事件数が100万件を超える登記所について、実務経験者等または窓口責任者を業務管理代行者に指定することは可能かどうか明示すべきである」との御意見です。

これにつきましては、実務経験者等を兼務することができない業務管理者には、業務管理者代行者を含むものとし、所要の修正を行いたいと考えます。

5点目は「登記所外発行請求機設置場所に配置する業務従事者について、現に設置場所において業務に従事している者を引き続き雇用するときは、開始前研修の実施は例外とすべきである」との御意見です。

これにつきましては、このような場合であっても、業務管理者との連絡・調整等を事前に確認する必要もあるため、完全に例外とすることは適当でないと考えますが、一般の業務従事者と同様に研修を省略または短縮することは差し支えないと考えますので、別紙14にその旨の記載を追加したいと考えます。

6点目は「加点項目審査について、加点項目の得点配分を大きくすべきである」との御意見です。

これにつきましては、これまでの実施状況等を踏まえると、委託実施庁において、要求水準としているサービスの維持が図られており、多様な民間事業者の参入を実現させる観点からも、適当でないと考えます。

7点目は「各登記所で雇用されている業務従事者の継続雇用を加点項目に加えるべきである」との御意見です。

これにつきましては、落札者の決定に当たっては、各登記所で雇用されている受託事業者の従事者の継続雇用を独立して加点項目とすることは適当でないと考えます。なお、御提案については、既に加点項目審査における「業務処理体制についての提案」において、勘案することができると考えられるところであり、新規の加点項目として追加するまではないと考えます。

8点目は「必須項目のみでなく加点項目においても加点得点の最下限を設定し、それを下回る場合は失格とする措置を講ずべきである」との御意見です。

これにつきましては、入札参加事業者の創意工夫またはノウハウを活用した提案がされるべき加点項目において、一定の最下限を設定することは適当でないと考えます。また、総合評価落札方式における審査方法としても、想定されていないところであり、採用することはできないものと考えます。

9点目は「入札額が予定価格の6割に満たない場合については、当該入札参加事業者は失格とす

べきである」との御意見です。

これにつきましては、いわゆる低入札価格調査については、予決令第86条において、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない」とされており、これを受けて、実施要項において、入札価格が予定価格の6割に満たない場合には、当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性、具体的には、配置予定の被用者に支払われる賃金額が適正か否か、配置予定の被用者が当該金額で了承しているか否か等について改めて調査することを定めています。そのため、入札価格が予定価格の6割に満たないことをもって、直ちに失格とすることは適当でないと考えます。

次に、「実施要項案に関するその他の意見」です。

「「従事する者の適正な労働条件」を具体的に記載すべきである」との御意見をいただきました。

これにつきましては、労働関係法規に規定する適正な労働条件が確保されていることは、当然の前提になっているものですが、労働条件を具体的に記載することは困難であると考えます。なお、今回の見直しにおきまして、「労働関係法令を遵守する」旨の記載を追加したところであります。

以上が、パブリックコメントの結果の概要であります。

次に、パブリックコメントの結果等を踏まえた実施要項(案)の修正点について、御説明します。資料A-2をごらんください。

6月18日の審議の際に修正した箇所は青色で表記しており、パブリックコメントの結果等を踏まえて修正した箇所は赤字の見え消しで修正しております。それでは、今回、赤字の見え消しで修正した箇所について説明いたします。

まず、2ページの(3)「業務内容」についてです。

ここでは、手引き書と異なる取扱いをする場合において、あらかじめ国から承認を得なければならないことと修正いたしました。これは先ほど御説明したとおり、パブリックコメントの御意見を踏まえて修正したものです。

次に、5ページ(4)「管理体制」の部分です。ここでは、業務管理者の後に括弧書きで「(業務管理者の不在時等において、業務管理者の業務を代行する者(業務管理代行者)を含む)」とする記載を追加いたしました。これも、先ほど御説明したとおり、パブリックコメントの御意見に基づき追加したものです。

次に、別紙1-2の「登記所外証明書発行請求機設置場所一覧」についてです。ここでは、取扱時間として、それぞれの登記所外証明書発行請求機の取扱時間を記載しました。これは先ほど御説明したとおり、パブリックコメントの御意見に従って追記したものです。

最後に、別紙14の「研修計画策定の基準」についてです。

まず、別紙14の名称を、実施要項上の記載ぶりと合わせて「基準」から「目安」に修正させていただきました。

また、注1の「事前研修の省略等」について、経験者として、登記所外証明書発行請求機の設置場所において、登記事項証明書等の発行業務に従事していた者を含むとの記載を追加いたしました。これは先ほど御説明したとおり、パブリックコメントの御意見を踏まえて追記したものです。

以上で説明を終わります。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見・御質問ございましたら、御発言いただきたいと思
います。

○稲生専門委員 意見募集結果（案）の1ページ目から2ページ目にかけてのところ、先ほど指
摘のとおり修正するという箇所がございまして、全国的な取扱いを確保するために「承認を得なけ
ればならない」云々の話なんです、コメントに対する回答として、法務省の考え方が、「御指摘
のとおり修正する」としているのですけれども、実は、その求められているものが、全国的に統一
しろというようなその部分にもし相手が重きを置いているとすると、この答え方は「御指摘のと
おり」のままなのかどうかということなんです。つまり、実際の修正された後の要項の2ページ目
を今ちょっと読んでいたんですが、上から2行目にただし書きがありまして、2行目から3行目に、
「提案書において提案している場合を除き、あらかじめ国から承認を得なければならない」という
ことで、その「提案書に提案をしている場合」は、全国統一的な取扱いをしなくてもいいというふ
うに読んでいいのでしょうか。

ただ、これはある意味では創意工夫の話になるので、差が出てもいいと。実際に動き出した後
については統一性を重んじるというふうに法務省は考えているという意味で「御指摘のとおり
修正する」のか、そこらへん、統一的な取扱いをどこまでお考えなのかという、ちょっとそこだけ御説
明をいただければと思うんですが。

○多田民事監査官 お答えします。

むしろ全国的な取扱いを確保するためというのは、そういう意味では御指摘のとおり、それに直
接的にお答えするのは若干の誤解があるいはあるかもしれないというふうに今思いました。趣旨と
いたしましては、単に連絡すればそれでいいのかということの、そういう御指摘というふうな趣旨
にとらえまして、単に連絡すればいいというのではなくて、それについては国において承認する
というような行為が必要ではないかと、そういう観点で修正をしたいというふうに考えたものでござ
います。

○稲生専門委員 結論的には私はいいと思うんですが、ただ、先ほどの「法令の範囲内」だとか、
いろいろお話が結構意見として来ているものですから、その答え方として、本当に御指摘のとおり
かどうかということ、もうちょっと文言を考えておいた方が。むしろ、私としては、法令の範囲
内であれば、どんどん創意工夫を逆に発揮いただいた方が私はいいかなと思っているものですから、
そういう形で混乱がないのであれば、むしろいいんだというようなことが伝わるような形にしない
と、統一的なところを「御指摘のとおり」とか言ってしまったような感じに取られると、後々問題
が生じないかなと思いますので、ちょっと御検討をいただければと思います。

○多田民事監査官 はい。ありがとうございます。

○渡邊副主査 若干テクニカルなお話ですが、先ほどの改善指示を出して、その改善指示に対して
「当該期限とされた日の属する月の委託費から一定率を乗じた金額を減額すべきである」という御
意見に対して、指示を受けたことのみをもって直ちに減額するのは適當ではない、それから、定額

による減額の方が適切であるというような御回答だと思うのです。確かに改善指示の発出はどのような場合になされるかというのを考えると、契約そのものを打ち切ったり、停止させたりするレベルではないということを考えると、何か問答無用で、いきなり発出して、即払わないとするというのは、相手に弁解の機会も与えないということになって適切ではないと思います。そういう意味では、この10万円の減額の考え方については、損害賠償とか、業務を適切に履行しなかったことによる損害賠償ではなくて、指示に対して無視したというのか、そういうことに対して求められる、ある意味言葉は悪いのですが制裁のようなものだというふうに、今の御説明を理解しました。そして、そうだとすると、まさに制裁としてやる以上は、定額の方が適切という御説明なのかと理解しました。つまり、損害賠償とは違うので、委託費とリンクさせて、その何%を払わないとか、例えば極端な話、当初申し立てた人数を配置しなくて、それによって例えば10人欠員が生じていて、その分の人件費をセーブして、質が追いついていかないという場合は、それはそれで、また、損害賠償の対象になるんだろうなと思うのです。多分、この回答の中で以上のことがわかるような形で言うだけでと、その誤解というか、損害賠償と混同してどうなるんだろうみたいな疑問は避けられるのかなという気がしたんですが、そのあたりの私の理解に違いがないかと、どううまくコミュニケーションするかという問題のような気もするので、お考えがあれば教えていただけたらと思います。

○樫谷主査 いかがでしょうか。

○小川課長 この制度の趣旨、いろいろ考え方があって、例えば損害賠償額の予定というような説明も可能だとは思いますが、本来的な意味は、今、先生御指摘ございましたように、一種の制裁、サンクションとしての定額化というふうに考えております。したがって、委員の御理解は、それで結構だというふうに思っております。

確かに、結果的に定額ということですので、その趣旨は御理解いただけるのだろうと思っておりますが、回答ぶりとして、もう少し本来の趣旨を説明することは可能かと思っておりますので、ちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

○渡邊副主査 はい、わかりました。

○樫谷主査 稲生先生がおっしゃったのと同じところが気になっていて、これを併せて読むと、統一的にやらなければいけないというように読んでしまう可能性があるのも、直していただいた方がいいのかなと思います。御指摘のとおりではなくて、趣旨はちょっと違うけれども、修正するというのがあると思います。

事務局から、何かありますか。

特にございませんか。よろしいですか。

意見募集結果（案）の2ページの(4)に「確保されるべき公共サービスの質」というのがありまして、そこで、アンケート調査の実施が12日間に及ぶので、苦情が多数寄せられていると書いてあるのですが、この事実関係は、どの程度の苦情が寄せられているのか確認されたことはありますでしょうか。

○多田民事監査官 そういう意見が出されているのは承知しておりますが、どの程度の頻度というところまでは承知しておらないこととさせていただきます。局から、そのような意見もあったというのは承

知している範囲でございます。すべてがすべてということでは勿論ないというふうに思います。

○樫谷主査 あったことはあったけれども、気になったり、あるいは業務に差し障りがあるとか、そういうレベルではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○多田民事監査官 はい。そのように理解しております。

○樫谷主査 わかりました。

よろしいでしょうか。

○稲生専門委員 はい。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○渡邊副主査 はい。

○稲生専門委員 よろしくお祈いします。

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお祈いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

また、法務省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了します。

なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。